

鳥取県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字伊屋之谷1493、字紙屋谷下モ段1941、1942、西谷字城矢白644の1から644の4まで、644の7、644の8

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字上ミ大ナル上エ1781の1、字上ミ大ナル753、見槻字長品70、字上ノ谷605、見槻中字スゲノ谷485の1、字茶山ヶ谷486の2、字奥瀧490、字平ヶ谷493の6、字糸谷99、102、104の3、105、106、字下向ヒ山526、字糸谷東527の19、福井字大谷567、567の1、568、568の1、568の2、568の4、681、船岡殿字段ノ谷山724の1、726、727、728の3、字段ノ谷137、下野字水目谷759、字水目谷上平1185、橋本字藤足谷67の1、68、73の4、650、651、字藤足谷東平644、字中ノ谷東平639から642まで、塩上字大平455から457まで、459から461まで、490、491、字上土居265、266、269、271、274の1、274の3、志子部字大鳴357から370まで、西谷字中目谷849の1、849の7、字下モ目谷850の3、字笹尾17の1、18の1、20、679の1、680、681、681の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字ソフケ畑1856、字上ミ鹿垣1227、字磯ノ三1539、見槻字恵牙ノ谷655の2、字石黒716、字瀬戸山817の2、見槻中字蓮花寺8の1、10の3、18から21まで、21の1、字殿ノ奥349の1、字細ヶ谷489、字本西谷612の2、福井字上西岡444の1、453の1、453の2、志子部字葛ヶ谷388、字明地ヶ鳴459の2、460、字小志子部170の2、172から175まで、175の1、176、176の1、177、177の1、178の2、179、180、西谷字

中目谷849の2、849の5、849の8から849の10まで、849の14、船岡字天満1664の2、字新庄谷875の1、875の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)